

町では処理・処分ができないもの

オートバイ・原付バイク

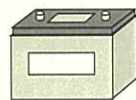
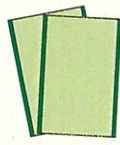
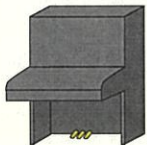


公益財団法人自動車リサイクル促進センター
☎050(3000)0727へお問い合わせください。
受付時間(土日・祝日・年末年始等を除く)9:00~17:00

排出禁止物

これらのものは、**町では処理できません。**販売店に売却するか、専門の処理業者に処理を委託してください。

- | | | | | |
|---------|---------|-------|------------|-------|
| ◎産業廃棄物 | ◎畳 | ◎消火器 | ◎プロパンガスボンベ | ◎タイヤ |
| ◎バッテリー | ◎ピアノ | ◎オルガン | ◎医療廃棄物 | ◎農業機械 |
| ◎農薬 | ◎ガソリン | ◎灯油 | ◎オイル | ◎ブロック |
| ◎建築廃材 | ◎自動車部品 | ◎浴槽 | ◎オートバイの部品 | ◎トタン |
| ◎コンクリート | ◎農業用マルチ | | | |



事業系ごみ

**事業者の方は、
町内のごみステーションにごみを出すことができません。**

事業系ごみとは、店舗、会社、工場、事務所、病院、学校、官公庁などの、事業活動から生じるごみのことをいいます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第三条で、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」となっています。

事業者の方は、自ら処理施設へ持ち込むか、町から許可を受けた廃棄物収集運搬会社へ依頼してください。

